

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 水道施設の概要

我が国における近代的な水道は、明治20年に横浜市に布設されたものがそのはじまりである。以来今日まで、その普及の努力が続けられた結果、51年3月には、水道の普及率は87.6%となっている。水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るうえで不可欠なものであり、今日では国民生活の中に、その基盤をなす施設の一つとして定着している。

しかし、今日水道を取り巻く状況には極めて厳しいものがあり、需要水量の増大に伴う新たな水源の確保、原水の水質の保全、水道事業経営の健全化等が大きな問題となっている。この課題に対処するため、小規模水道の統合による水道の広域化を通じた水源の確保、近年めざましい進歩をとげている水道関係技術を活用した浄水管理の高度化、水道水の安全性の確保、経営努力の推進等を行う必要がある。また、水道用水の需要を抑制するために、その使用の合理化、節水、漏水防止対策を一層促進するとともに、雑用水道(水洗便所用水、洗車用水等必ずしも飲用水と同程度の清浄さを必要としない用途に対して、それらの用途に適合した水質の水を供給するための水道)の実用化についても検討を進める必要がある。

さらに今次、第80回国会において、水道広域化の推進、ビル等の受水槽以下の水道(簡易専用水道)の規制を図ることを中心として水道法の改正が行われ、52年6月23日公布され、広域的水道整備計画等の部分については同日から、簡易専用水道等の部分については53年6月23日から施行されることとなった。この改正により、都道府県知事は、地方公共団体の要請に応じて広域的水道整備計画を定めることができることとされたこと及び簡易専用水道の設置者は厚生省令で定める基準に従い、その水道を管理するとともに定期的に地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならないこと等が新たに規定された。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 水道施設の概要

1 普及状況

水道法の適用を受ける給水人口101人以上の水道事業の数は、50年度末現在、全国で1万9,038となっている。その内訳は給水人口5,001人以上の上水道事業1,828、給水人口5,000人以下の簡易水道事業1万3,219、水道に浄水を供給する水道用水供給事業71、自家用として特定の住宅等に給水する専用水道3,921である。前年度と比較すると、簡易水道事業及び専用水道が若干減少し水道用水供給事業が増加しているのが特徴的である。これは統合等による広域化の推進によるものと考えられる。

50年度末の水道の給水人口は9,840万人に達し、水道の普及率は87.6%となっており、この4年間に給水人口で1,075万人、普及率で4.9%増加している(第2-1-1表)。

第2-1-1表 給水人口の推移

第2-1-1表 給水人口の推移
(単位: 1,000人, %)

	46年度	47	48	49	50
総人口(A)	106,051	107,332	109,353	110,752	112,279
給水人口(B)	87,652	90,477	93,412	95,988	98,397
普及率(B/A)	82.7	84.3	85.4	86.7	87.6

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 水道施設の概要

2 給水量と取水量

水道の年間総給水量は、50年度において128億 m^3 となり、46年度の108億 m^3 に対し、約1.2倍になっている。このような給水量の増加は、給水人口の増加と生活水準の向上及び生活環境の改善等に伴う水使用量の増加によるものである。

総給水量を水道事業の種類別にみると、第2-1-2表のとおり、上水道の占める割合が、93.9%と圧倒的に高い。

第2-1-2表 給水量の変化

第2-1-2表 給水量の変化
(単位: 1,000 m^3)

	46年度	47	48	49	50
上水道 (用水供給)	10,124,463 (883,869)	10,738,688 (983,956)	11,239,826 (1,112,369)	11,467,752 (1,390,749)	11,998,011 (1,591,447)
簡易水道	544,337	661,141	628,797	630,783	661,421
専用水道	162,371	153,665	153,006	121,479	123,068
計	10,831,171	11,553,494	12,021,629	12,220,014	12,782,500

厚生省水道環境部調べ

これに対して、簡易水道は事業数において69%を占めているにもかかわらず、給水量においては全体の5.2%に過ぎず、しかもその占める割合は年々低下している。一方、水道用水供給事業の占める割合は年を追って上昇しており、50年度には全体の12.5%に当たる15.9億 m^3 を供給している。

給水人口1人1日当たりの平均給水量は、上水道で50年度372lとなっており、これを水道の規模別にみると、規模の大きい水道ほど1人当たりの給水量が多く、簡易水道のそれは上水道のおよそ2分の1である(第2-1-3表)。

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口(50年度)

第2-1-3表 規模別給水量と給水人口(50年度)

給水人口による規模別	個所数	現 在 給水人口 (千人)	年間給水量 (億m ³)	1人1日給水量(l)	
				最 大	平 均
上	100万人以上	11	27,222	44	456
	50 ~ 100万人	8	5,027	7	376
	25 ~ 50	28	9,344	13	383
水	10 ~ 25	94	15,648	21	361
	5 ~ 10	135	9,607	12	354
	1 ~ 5	777	16,750	19	308
道	1万人以下	692	4,546	4	278
	建設中	78	149	—	231
計		1,823	88,293	120	372
簡易水道		13,219	8,646	6	197

厚生省水道環境部調べ

これは都市地域における生活が、水洗便所、冷房設備等大量の水を使用する生活様式となっていることによるものと考えられる。

水道用水の取水量を水源別にみると、第2-1-4表のとおり年間取水量125.4億m³のうち約68%が河川に依存しており、しかもその割合は逐年増大している。なかでも、ダムに対する依存率は46年度の18.0%から50年度の22.2%と急速に高まっている。またダムへの依存率は規模の大きな水道において特に高い(第2-1-1図)が、これは、大量の水需要を賄い、安定した給水を行うためには、ダムに依存する必要があることによるものである。

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

第2-1-4表 水道の水源別年間取水量の推移

(単位: 億m³)

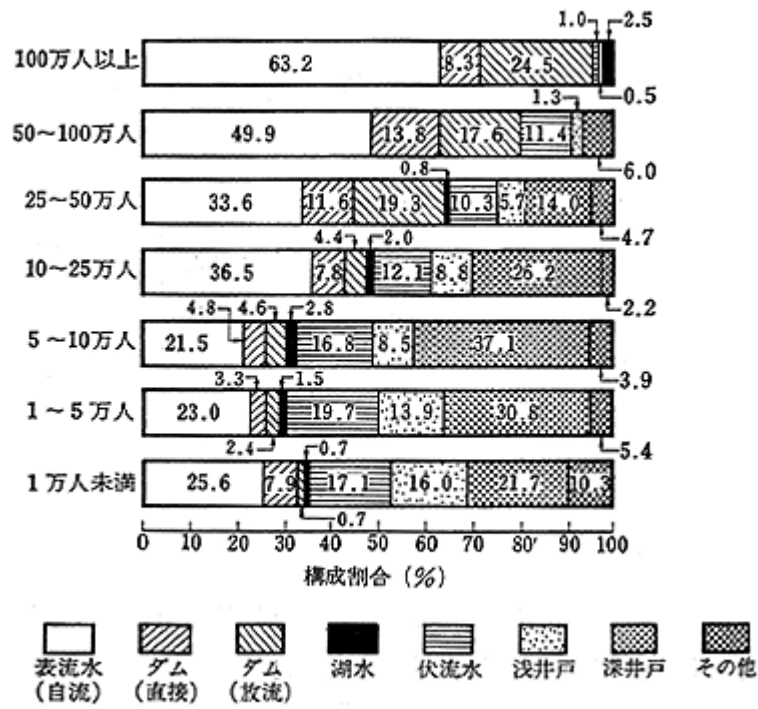
	河川表流水			湖水	伏流水	浅井戸	深井戸	その他	計
	自流	ダム (直接)	ダム (放流)						
46年度	50.8	6.6	12.2	0.9	10.9	5.6	14.8	2.5	104.3
47 "	54.7	7.4	16.0	1.0	10.9	6.1	17.4	2.7	116.2
48 "	54.3	7.5	16.9	1.0	11.0	6.6	17.7	2.5	117.5
49 "	55.6	8.5	16.8	1.0	10.8	6.4	17.5	2.7	119.3
50 "	58.0	9.3	18.5	1.2	10.7	6.9	18.0	2.8	125.4

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は、上水道事業と水道用水供給事業である。

第2-1-1図 規模別水源の構成割合

第2-1-1図 規模別水源の構成割合



厚生省水道環境部調べ

増大する水道水の需要を賄うために必要な水源の開発は、ますます困難なものとなってきており、個々の行政区域を越えた広い地域にわたり、長期的な水需要の予測に基づいた効率的な水源開発を進めるとともに、既存水利を見直し、新たな活用を図る等の対応策を講ずることが必要である。

また、首都圏や近畿圏等では、水資源開発が困難となってきており、今後とも増大が予想される水道用水の確保が緊要な問題となっている。厚生省ではこうした状況に対処し、水道用水の有効利用を進めるため、漏水防止対策等を講じるほか、必ずしも飲用に適する水を供給する必要のない水洗便所等を対象とする雑用水道について、50~51年度に技術指針を作成し、52年度より雑用水の使用にともなう衛生上の問題について検討を開始した。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 水道施設の概要

3 水質

水道は、取水した原水に各種の浄水処理や塩素消毒を施し、水質基準に適合した水を供給しているが、水道水の衛生上の安全性を確保するうえでは、原水が清浄であるほど望ましい。

しかしながら、水道の水源である河川や湖沼等の公共水域における水質汚濁の進行のため、良質な水道原水を得ることは、近年ますます困難になりつつある。このため、浄水技術の高度化、浄水施設の改善等に努めているが、水源の富栄養化による藻類等の異常発生に起因した異臭味水の問題等、通常の浄水技術では、対処することが困難な問題が増えており、管理運営上の大きな負担となっている。

また、水源における水質汚染事故により、取水源において、汚染物質が一時的に増加すれば、単に取水の制限、停止にとどまらず、給水停止にいたるなど、水道利用者である住民に直接的に利用上の影響を及ぼすこともある。水質汚染事故の原因には、排油・廃油処理水、工場廃水、農薬・農業排水、家庭下水、し尿処理水等があり、これらによる被害件数は50年には87件にのぼっている。

このような水質汚濁の進行や汚染事故の発生は早急に防止する必要があり、このため今後とも水質保全対策の推進を一層促すとともに水道事業独自の立場からも水質管理の強化、浄水技術の改善、取水地点の変更等の措置を必要に応じて講じていかなければならない。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 水道施設の概要

4 水道の施設整備

水道の施設能力は、第2-1-5表のとおり、46年度の40,615千 m^3 /日に対し、50年度には50,405千 m^3 /日と約1.24倍に増加しているが、この施設能力の大部分は上水道におけるものである。これに対し、簡易水道の施設能力は少しずつ減少する傾向にある。これは水量及び水質の安全の確保を図り、併せて規模の適正化による効率的運営を行うため、上水道への統合が進められていることによるものである。

第2-1-5表 施設能力

第2-1-5表 施設能力

(単位: 1,000 m^3 /日)

	46年度	47	48	49	50
上水道	37,872	39,506	42,744	45,305	47,751
簡易水道	1,832	1,834	1,817	1,796	1,779
専用水道	911	897	947	774	875
計	40,615	42,237	45,508	47,875	50,405

厚生省水道環境部調べ

(注) 上水道: 実績値

簡易水道: 計画給水人口 $\times 0.15m^3$ で推定

専用水道: 計画給水人口 $\times 0.2m^3$ で推定

水道施設の建設費を浄水1 m^3 当たりの建設単価で比較してみると、水源をダムに依存するものがより割高となっていることが最近の特徴と言える。これはその取水源を主に遠隔地に建設されるダムに依存せざるを得ない場合が多いため、ダムのコスト、導水のコスト等が要因となって建設単価が割高になっていることによるものである。

水道施設の建設単価は上水道、水道用水供給事業、簡易水道ともに上昇傾向にあるが、なかでも簡易水道の上昇率が著しく、1 m^3 /日当たり46年度に19万4,246円であったものが、51年度には69万1,600円と5年の間に約3.6倍に上昇している(第2-1-6表)。これは、建設資材の高騰など一般的なコストアップ要因に加えて、近年新たに建設されるものは地理的条件の悪いところが多いことから、上水道に比べて割高になるためであると考えられる。また上水道についてみると中小規模上水道の建設単価は5年の間に5万4,380円から14万7,319円へと約27倍に上昇しており、大規模水道が8万1,708円から17万6,830円へと約2.2倍になっているのに比較して、その上昇率はより高くなっている。このことは、中小規模水道においても新たに取水源を拡充する場合、ダムに頼らざるを得なくなっていること及びその場合のダムの規模が比較的小さいため、大規模上水道のダム取水に比べて経済効率が低いことによるものと考えられる。

第2-1-6表 水道の建設単価の推移

第2-1-6表 水道の建設単価の推移

(単位: 円/m³/日)

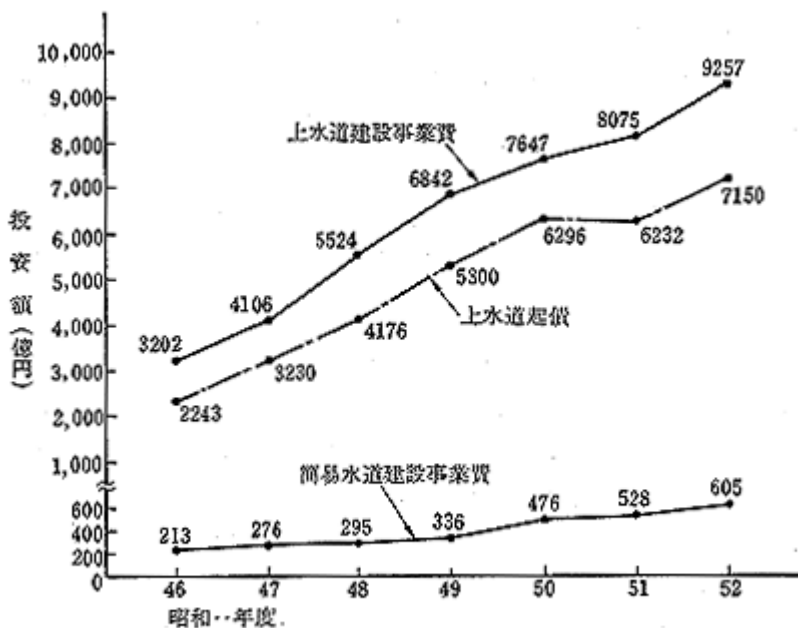
	上 水 道		用 水 供 給	簡 易 水 道
	大規模上水道	中・小規模上水道		
46 年度	81,768	54,380	71,037	194,246
47 "	94,150	60,558	76,143	248,080
48 "	103,070	63,568	85,919	332,360
49 "	116,492	83,517	100,305	482,662
50 "	125,445	116,134	132,507	565,567
51 "	176,830	147,319	—	691,600

厚生省水道環境部調べ

水道の建設費の年次推移は、第2-1-2図のとおりであり、52年度においては、9,862億円程度の投資額が見込まれる。このうち上水道建設に対する投資額は9,257億円になると推定され、その費用の大部分は地方債と国庫補助金によって賄われている。上水道に対する国庫補助は、先行投資となるか又は原水単価が割高となる水源の開発、市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設及び浄水場の排水処理施設の整備に対して行われており、その額は52年度において564億円となっている。また52年度の地方債の予定額は7,150億円である。

第2-1-2図 水道事業投資額の推移

第2-1-2図 水道事業投資額の推移



厚生省水道環境部調べ

一方、簡易水道には市町村の財政力、建設条件等を考慮した国庫補助がなされており、52年度には建設費総額605億円のうち国庫補助金は215億円、地方債予定額は360億円となっている。

なお、51年5月に水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことにより、浄水能力が1万m³/日以上既設浄水場についても52年6月から水質汚濁防止法の排水規制の適用を受けている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第1節 水道施設の概要

5 水道の経営

水道(簡易水道を除く。)事業の経営は,地方公営企業法により,独立採算制を基本として運営されることになっており,水道事業者は経営の効率化に努める一方,その料金は適正な原価を基礎として企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。水道の給水原価は,水道施設建設に伴うものと職員給与費,浄水費等の管理運営費から成り立っている。水道の建設資金の大部分は地方債と国庫補助金によって賄われているが,起債に伴う利子負担は,50年度には有収水量1m³当たりの総費用68.79円の24%に当たる16.59円と大きな部分を占めており(第2-1-7表),水道があいつぐ拡張工事を迫られていることを示している。

第2-1-7表 水道事業の費用内訳

第2-1-7表 水道事業の費用内訳
(単位: 円/有収水量/m³)

	46年度	47	48	49	50
職員給与費	12.38	12.93	15.37	20.76	21.76
減価償却費	5.59	6.06	6.67	7.47	8.49
支払利息	9.08	9.93	10.98	13.48	16.59
その他	14.50	16.56	14.03	19.56	21.95
総費用	41.55	45.48	47.05	61.27	68.79
指数	100	109	113	147	166

厚生省水道環境部調べ

水道料金は50年9月の東京都の料金改訂を始めとして全国各地で改訂が行われたが,未だ平均販売価額は給水原価を下回っており(第2-1-8表),水道事業の経営と水供給の安定化を図るために販売価格の適正化が必要とされる。

第2-1-8表 上水道の平均販売価格と給水原価

第2-1-8表 上水道の平均販売価格と給水原価
(単位: 円/m³)

	46年度	47	48	49	50
平均販売価格 (A)	34.84	37.42	40.65	42.86	56.38
給水原価 (B)	41.55	41.64	47.10	61.27	68.78
(A)/(B)	0.84	0.90	0.86	0.70	0.82

厚生省水道環境部調べ

水道料金の家計支出に占める割合は、全国平均で約0.5%とほぼ毎年一定している(第2-1-9表)。

第2-1-9表 年平均1か月間の消費支出額における水道料金

第2-1-9表 年平均1か月間の消費支出額における水道料金
(単位: 円, %)

	46年度	47	48	49	50
消費支出総額	90,742	98,640	116,437	140,137	160,475
水道料	470	527	589	618	752
構成比	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5

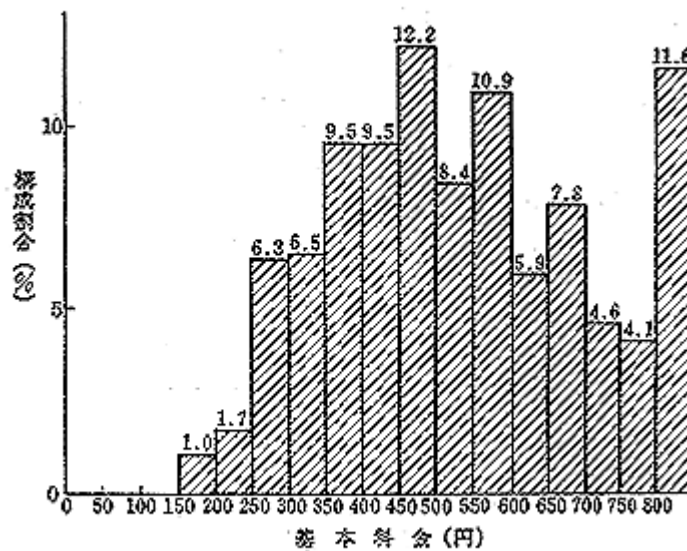
資料: 総理府統計局「家庭調査年報」

(注) 人口5万人以上の都市世帯を対象

また、水道料金は水道の布設年次、布設地域等の地理的、社会的条件により著しい格差があり、しかも年々拡大する傾向にある(第2-1-3図)。

第2-1-3図 水道料金の格差

第2-1-3図 水道料金の格差(1か月当たり家庭用基本料金10m³)
(51年4月1日現在)



厚生省水道課調べ

水道を取り巻く環境は今後ますます厳しくなることが予想される。したがって、従来にも増して経営の効率化に努めることはもとより、地域的にバランスのとれた水資源開発、技術水準の高度化、財政基盤の強化等を図るため、従来の行政区域にとらわれない合理的な経営規模を求めること。すなわち、水道事業の広域化を推進する必要がある。

また、下水道の普及、生活水準の高度化に伴う水需要の増大に対処するため節水及び漏水防止対策の推進ならびに雑用水道の開発等水利利用合理化のための施策を進めていくことが必要である。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第1節 廃棄物処理の概要

45年に従来 of 清掃法が全面改正され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定された。同法では廃棄物を事業活動に伴って排出され、質、量の面で処理することが困難な産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物とに区分し、それぞれの処理の体系を定めているが、さらに51年には、産業廃棄物の処理に関する事業者の責務の確実な履行を図ることを中心とした法改正が行われ、制度の一層の充実が図られたところである。

また、一般廃棄物処理体制の整備については、38年度より廃棄物処理施設の整備計画が策定され、その実施が図られたが、さらに51年12月には廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき、55年度までの第4次計画が策定され、引き続き計画的な整備が図られることになっている。他方、産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則の下にその整備が進められてきたが、今後も一層の整備を促進するための施策の推進に努める必要がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の処理の状況

廃棄物のうち、し尿、ごみなどが主として国民の日常生活に伴って生じる「一般廃棄物」については、市町村がその処理計画を定め、住民サービスの一環として処理、処分を行っている。

一般廃棄物のうち、し尿の処理状況は第2-2-1表に示すとおりである。水洗化人口は、51年3月31日現在約3,636万人に達し、前年度に比べ12.3%の伸びを示している。また、計画収集量のうち下水道投入及びし尿処理施設により処理される割合は、81.3%となっている。また、計画収集量と自家処理量とを合わせた量のうち、し尿処理施設又は下水道投入による処理される割合をし尿処理施設等処理率と呼んでいるが、51年3月31日現在、し尿処理施設等の処理率は68.5%となっており、今後ともこの比率を高める必要がある。

第2-2-1表 し尿処理の状況

		46年度		47		48		49		50	
		千人		千人		千人		千人		千人	
処理区域人口 (対象人口比率)		99,127 (93.8%)		101,039 (93.5%)		106,645 (98.8%)		110,034 (99.4%)		111,554 (99.3%)	
水洗化人口	公共下水道	11,755		13,220		14,787		16,782		18,832	
	し尿浄化槽	10,306		11,777		13,431		15,597		17,532	
	計	22,061		24,997		28,218		32,379		36,364	
非水洗化人口		77,066		76,042		78,427		77,655		75,190	
非水洗化分内訳 (し尿量、構成比)		kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%	kl/日	%
		128,122	100.0	116,221	100.0	108,493	100.0	106,637	100.0	106,893	100.0
計画 収集量	下水道投入	5,846	4.6	5,391	4.7	5,307	4.9	6,085	5.7	5,753	5.4
	し尿処理施設	58,842	45.9	60,912	52.4	62,775	57.9	65,279	61.2	67,384	63.1
	農村還元等	6,713	5.2	6,891	5.9	94,395	4.1	4,011	3.8	3,559	3.3
	海洋投入	13,640	10.7	13,527	11.6	12,975	12.0	13,490	12.7	13,263	12.4
	計	85,041	66.4	86,721	74.6	85,452	78.9	88,868	83.4	89,959	84.2
自家処理量		43,081	33.6	29,550	25.4	23,041	21.1	17,769	16.6	16,934	15.8

厚生省水道環境部調べ

下水道の整備されていない地域で水洗便所を設置するにはし尿浄化槽を設けなければならないが、国民の水洗便所に対する要望の高まりに伴い近年におけるし尿浄化槽の普及にはめざましいものがある。

これを設置数からみると第2-2-2表のとおりであり、51年3月31日現在約218万基で、45年12月の約3倍に達している。

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

	設 置 数				
	45年12月	48年3月	49年3月	50年3月	51年3月
0 ~ 20人槽	421,238	878,431	1,121,278	1,349,583	1,628,933
21 ~ 100	209,902	336,835	371,147	401,844	426,284
101 ~ 300	60,502	87,153	84,905	88,870	93,070
301 ~ 500	14,002	16,186	17,850	19,132	20,768
小 計	705,644	1,316,605	1,595,180	1,859,429	2,169,055
501 ~ 1,000人槽	4,426	4,484	4,986	5,232	5,817
1,001 ~ 2,000	1,301	1,489	1,695	1,995	2,236
2,001 ~ 3,000	241	375	473	547	644
3,001 ~ 4,000	115	127	170	197	215
4,001 ~ 5,000	48	92	90	101	111
5,001 人槽以上	128	240	226	331	384
小 計	6,259	6,807	7,640	8,403	9,407
合 計	711,903	1,323,412	1,602,820	1,867,832	2,178,462

厚生省水道環境部調べ

しかし、し尿浄化槽の維持管理が不適正である場合は放流水の水質が悪化し、公共用水域の汚染問題につながる可能性がある。このため、し尿浄化槽設置者に対し、し尿浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、し尿浄化槽清掃業者による定期的な汚での引き抜き等を受けるよう今後とも指導を強化していく必要がある。

次に、ごみ処理の状況は第2-2-3表に示すとおりである。

第2-2-3表 ごみ処理の状況

第2-2-3表 ごみ処理の状況

	46年度		47		48		49		50		
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	
処理区域人口	99,127	101,039	106,645	110,034	111,554						
1人1日当たり排出量	g	g	g	g	g						
	841	908	891	765	781						
ごみの総排出量	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	t/日	%	
	83,328	100.0	91,757	100.0	95,052	100.0	84,205	100.0	87,167	100.0	
計 画 収 集 量	焼却	37,717	45.3	42,604	46.3	45,170	47.5	45,983	54.6	50,380	57.8
	埋立	27,543	33.1	30,587	33.3	32,003	33.7	25,430	30.2	24,461	28.1
	高速たい肥化	513	0.6	408	0.4	249	0.3	200	0.2	157	0.2
	たい肥化	224	0.2	54	0.1	20	0.0	11	0.0	17	0.0
	飼料	42	0.1	32	0.0	23	0.0				
その他	1,089	0.3	1,859	2.0	1,582	1.7	1,049	1.3	1,258	1.4	
計	67,128	80.6	75,544	82.3	79,047	83.2	72,673	86.3	76,273	87.5	
自家処分量	16,200	19.4	16,213	17.7	16,005	16.8	11,532	13.7	10,894	12.5	
直接搬入分	22,767		24,926		27,186		25,698		28,039		

厚生省水道環境部調べ

ごみ処理は、原則として焼却することにより減量化、安定化し、焼却残灰を埋立てる方法によっているが、50年度末においては計画収集量のうち焼却処理されたものの割合は約66.1%である。また、ごみ、し尿の処理に当たっては、水質汚濁等の二次的環境汚染を生じないように排水の処理等に万全を期する必要がある。

今後は、ごみ焼却場の余熱利用を図るほか、高速たい肥化あるいは再利用可能なごみの資源化等焼却処理以外の処理方法についても積極的に検討していく必要があるが、現在のところ一般廃棄物の資源化、再利用は十分とは言い難く、地域の実情に応じた資源化、再利用への取り組みが期待される。

一般廃棄物の処理は、各市町村における歴史的社会的背景等の相違からさまざまな事業形態が取られている。これらは、市町村の直営によるもの、市町村の委託を受けた業者によるもの及び一般廃棄物処理業の許可を受けた業者によるものとに分けられる。第2-2-4表は、一般廃棄物の収集の事業形態を示している。

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態

第2-2-4表 一般廃棄物の収集の事業形態 (50年度)

		し尿の収集	ごみの収集
市町村によるもの	直営	16,318 k/日	54,067 t/日
	委託	27,707	16,940
許可業者によるもの		45,934	5,268
計		89,959	76,275

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

2 一般廃棄物の処理対策

一般廃棄物処理施設の整備の状況は、第2-2-5表に示すとおりである。51年度当初のし尿処理施設の施設数は1,022、施設能力は8万9,805kl/日と前年度の3%増となっている。また、団地などで家庭雑排水として尿を合併処理する施設で地方公共団体が管理する地域し尿処理施設は、331か所、計画処理人口123万7,435人となっている。

第2-2-5表 一般廃棄物処理施設の状況(着工ベース)

し尿処理施設			ごみ焼却処理施設		
年度	施設数	処理能力	年度	施設数	処理能力
	か所	kl/日		か所	t/日
35	156	10,457	35	745	8,717
40	792	45,321	40	1,409	20,736
45	956	67,088	45	1,293	53,998
48	1,070	85,362	48	1,637	105,633
49	999	87,021	49	1,665	111,228
50	1,022	89,805	50	1,718	114,559

厚生省水道環境部調べ

ごみ処理施設のうち、ごみ焼却処理施設の51年度当初における施設数は1,718、処理能力は11万4,559t/日と前年度の3%増となっている。粗大ごみ処理施設の、51年度当初の施設数は219施設となっている。また、高速たい肥化施設の数12で、処理能力は404t/日となっている。このほか、埋立処分地については第2-2-6表に示すとおりであるが、大都市を中心に適地の確保が次第に困難となっている地方公共団体も多く、引き続きその確保について努力を払う必要がある。

第2-2-6表 埋立処分地

埋立処分地数					全体面積 (千m ²)	全体容量 (千m ³)	残余容量 (千m ³)
山間	海面	水面	平地	計			
1,477	41	77	847	2,442	65,493	344,117	192,946

50年度末現在 厚生省水道環境部調べ

52年度における一般廃棄物処理施設の整備に関する国の財政措置については、地方公共団体に対する補助

金として、し尿処理施設82億円、ごみ処理施設230億円、埋立処分地施設13億円、ごみ処理施設排水処理施設13億円、その他4億円、他省庁計上分4億円の計346億円が計上されており、これは前年度に比べ24%の増にあたる。

また、ごみの収集運搬を行う施設としてパイプライン輸送施設があるが、その実験事業に対し4億5,000万円の補助金が計上されている。なお、52年度財政投融资計画においては、地方公共団体の一般廃棄物処理事業に対し、1,445億円(対前年度伸び率16.5%増)が計上されている。その内訳は、し尿処理施設430億円、ごみ処理施設985億円、収集運搬車30億円となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

3 一般廃棄物処理に関する調査研究

(1) 51年度において実施した調査研究

ア 一般廃棄物処理施設保守点検技術指針策定に関する調査研究

本研究では、廃棄物処理施設の運転状況、維持管理状況等を調査し、施設保全及び機能保全のためにチェックすべき事項を系統的にあげ、保守点検のための基礎的事項について指針策定を行った。

イ ビルごみ排出実態調査に関する調査研究

本研究では、ビルから排出されるごみの質、量の実態調査を行い、排出量の年間変動、質の変化等の傾向を把握し、その処理処分及び再利用について適切な施策を講ずるための基礎資料を得た。

ウ その他

上記以外の研究として、51年度においては、物質循環の構造における都市環境計画手法の開発研究、し尿浄化槽汚での処分方法に関する研究及び都市廃棄物のコンポスト処理方法の改善並びに農業利用に関する研究等を実施し、今後の研究のための基礎資料を得た。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物には、燃えがら、汚でい等19種類があり、その排出量は各都道府県がこれまで独自に実施した調査の集計によれば、全国で年間およそ3億2,000万トンにのぼると推定される(第2-2-7表)。この産業廃棄物を処理するため、処理体制の整備が進められているが、地域的な処理体制の基礎となるものとして、都道府県知事が定める処理計画がある。この処理計画では、当該都道府県の特性に応じた適切な処理体系の確立を目指している。52年5月現在、この処理計画は44都道府県において策定済みである。

第2-2-7表 全国産業廃棄物排出量(年間)

第2-2-7表 全国産業廃棄物排出量(年間)

産業廃棄物の種類	年間排出量 (万t/年)	排出割合 (%)
燃えがら, ダスト	930	2.9
汚 で い	5,330	16.6
廃 油	340	1.1
廃酸, 廃アルカリ	5,240	16.4
廃プラスチック類, ゴムくず	160	0.5
紙くず, 木くず, 繊維くず	1,820	5.7
動植物性残渣	660	2.1
家畜ふん尿, 家畜死体	4,220	13.2
金 属 く ず	810	2.5
ガラスくず, 陶磁器くず	220	0.7
鉱 さ い	4,440	13.9
建 設 廃 材	7,830	24.4
合 計	32,000	100.0

厚生省水道環境部調べ

- (注) 1. 都道府県が45~49年にかけて調査した排出量の単純合計であり調査年次は一定していない。
 2. 廃棄物の分類は、必ずしも統一された基準によるものではない。例えば、建設廃材に土砂を含めた県もある。
 3. 各都道府県の排出量調査は実量調査のほか、原単位から推計したものが多い。

産業廃棄物の処理には、事業者自らが行う処理、処理業者による処理、都道府県による広域的な処理、市町村による一般廃棄物とあわせての処理等がある。51年2月現在における産業廃棄物処理業者の許可件数は、第2-2-8表のとおりである。また、51年2月現在における産業廃棄物処理施設状況を設置主体別にみると第2-2-9表のとおりである。総設置数は4,849で、49年3月の3,160、50年5月の4,097に比して着実に増加しており、処理体制の整備が進められていることがうかがわれる。

第2-2-8表 産業廃棄物処理業者許可件数

第2-2-8表 産業廃棄物処理業者許可件数 (51年2月現在)

	収集・運搬のみ	中間処理のみ	最終処分のみ	収集運搬及び中間処理	収集運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集運搬中間処理及び最終処分	計
件数	9,113	122	101	548	626	28	144	10,682
割合(%)	85.31	1.14	0.95	5.13	5.86	0.26	1.35	100.00

厚生省水道環境部調べ

第2-2-9表 産業廃棄物処理施設設置状況

第2-2-9表 産業廃棄物処理施設設置状況
(51年2月1日現在)

施設の種類	設置者			計
	事業者	処理業者	地方公共団体	
汚水の脱水施設	1,782	28	91	1,901
汚水の乾燥施設	113	9	14	136
汚水の焼却施設	296	12	4	312
廃油の油水分離施設	436	79	4	519
廃油の焼却施設	232	47	1	280
廃酸又は廃アルカリの中和施設	697	8	1	706
廃プラスチック類の破碎施設	23	25	2	50
廃プラスチック類の焼却施設	470	63	10	543
コンクリートの固定化施設	54	20	0	74
水銀汚水のばい焼施設	5	2	0	7
シアン物の分解施設	311	8	2	321
計	4,419	301	129	4,849

厚生省水道環境部調べ

今日、産業廃棄物の処理について事業者自身による処理や処理業者による処理をもってしては解決困難な問題が生じつつあり、地方公共団体が地域環境保全等の観点から直接又は間接に産業廃棄物の処理事業を実施する事例が増加しており、52年5月現在、公共関与による産業廃棄物処理事業は12府県において行われている(第2-2-10表)。

第2-2-10表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況

第2-2-10表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況
(52年2月1日現在)

都道府県名	宮 城 県	秋 田 県	埼 玉 県
事業主体	(財)宮城県廃棄物処理公社	(財)秋田県環境保全公社	(財)埼玉県廃棄物処理公社
設立年月日	52年3月29日	51年10月16日	49年1月1日
出 資 金	5,000万円	3,980万円	1,000万円
事業内容	産業廃棄物の埋立処分	無機性の産業廃棄物の中間処理及び埋立処分	がれき類、浄水場汚いでい焼却灰等の埋立処分
備 考	第3セクター	第3セクター(管理委託)	公社単独事業(県の出資)
都道府県名	山 梨 県	長 野 県	愛 知 県
事業主体	(株)山梨県園芸用プラスチック変成センター	(財)長野県環境保全公社	(財)愛知県環境保全公社
設立年月日	49年3月2日	47年4月24日	47年4月1日
出 資 金	22,400万円	1,000万円	1,000万円
事業内容	1 園芸用プラスチックの処理 2 2次製品の製造及び販売 3 園芸用廃プラスチックに関する加工開発	有害無機汚での乾燥処分	(知多) 廃油の水分離及び廃油汚での焼却 (豊田) 無機性有害産業廃棄物の埋立処分
備 考	第3セクター	直営(管理委託)	直営(管理委託)
都道府県名	三 重 県	大 阪 府	兵 庫 県
事業主体	(社)三重県環境衛生検査センター	(財)産業廃棄物処理公社	(財)兵庫県阪神環境事業公社
設立年月日	43年3月21日	46年2月19日	50年5月1日
出 資 金	100万円	1,000万円	30,000万円
事業内容	産業廃棄物の埋立処分事業(海面埋立)	産業廃棄物の埋立処分事業(海面埋立) 有害産業廃棄物のコンクリート固型化	産業廃棄物の埋立処分(海面埋立)
備 考	直営(管理委託)	公社単独事業(府市の出資)	県市の出資
都道府県名	岡 山 県	高 知 県	福 岡 県
事業主体	(財)岡山県環境保全事業団	(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社	福岡市
設立年月日	49年10月1日	48年2月23日	49年7月14日
出 資 金	161,700万円	6,825万円	—
事業内容	産業廃棄物の埋立処分事業(海面埋立)	廃プラスチックの再利用化(塩化ビニールベレット製造)	廃油の中継保管
備 考	第3セクター	第3セクター	直営

厚生省水道環境部調べ

厚生白書(昭和52年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

2 産業廃棄物の処理対策

(1) 産業廃棄物処理法の一部改正

51年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われたが、同法の改正に伴う同法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する厚生省令等もそれぞれ52年3月9日、3月14日に公布され、これらの法律、政省令等は同年3月10日より施行された。

産業廃棄物に関連する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令等の主な改正内容は、次のとおりである。

- 1) 事業者がその産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に従わなければならない基準を設定したこと。
- 2) 有害な産業廃棄物を生ずる施設又は産業廃棄物処理施設を有する事業場に産業廃棄物処理責任者を置くことを義務づけたこと。
- 3) 処理業の許可に関し、欠格条項の新設等の許可制度の改善を行ったこと。
- 4) 最終処分場を、埋立処分される産業廃棄物により3類型に分け、それぞれ一定規模以上のものを産業廃棄物処理施設としてその設置又は構造若しくは規模の変更の届出を義務づけるとともに、その届出がなされた産業廃棄物処理施設の構造に関し一定基準に基づく事前審査等施設の構造面に関する所要の規制を行うこととしたこと。
- 5) 産業廃棄物処理責任者を置く事業者及び産業廃棄物処理業者に、その産業廃棄物の処理に関する帳簿の記載及び当該帳簿の保存を義務づけたこと。
- 6) 有害な産業廃棄物等を不法投棄した者に対する罰則を強化する等罰則規定を整備したこと。
- 7) 燃えがら、ばいじんについても新たに有害物質規制を行うこととしたこと。

(2) 有害な産業廃棄物に係る実態調査

50年夏の6価クロム問題を契機に、厚生省では有害物質を含有する産業廃棄物の処理の実態をは握し、併せて必要な指導を行うため、全国実態調査を2か年計画で行うこととした。50年度は6価クロム化合物を含む汚でい、鉍さい等の排出事業所を対象に、報告徴収、立入検査、産業廃棄物の検体分析等により調査を実施し、また、51年度は6価クロム化合物以外の有害物質を含む汚でい、鉍さい等の排出事業所について前年度と同様の調査を行うとともに、有害物質を含む産業廃棄物の埋立処分地についても調査を実施した。

50年度に行った6価クロム化合物に係る調査の中間報告によると、49年度に全国で排出された6価クロム化合物に係る汚でいについて、保管量は総排出量の4.2%に過ぎないが、保管している事業所数は総排出事業所数の52.3%を占め、中小零細企業において保管されている事例が多いことが判明した。今後、これらの汚でいについて資源化を含めた収集、処理システムを早急に確立することが必要である。

(3) 産業廃棄物の対策の今後の方向

改正された廃棄物の処理及び清掃に関する法律が52年3月15日より施行され、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでの責任の所在の明確化をはじめとする法的な整備がなされたが、今後一層の適正な処理を図るためには、事業者、処理業者等に対する監視を十分に行う一方、事業者による共同処理の推進並びに中間処理業者及び最終処分業者の有成等を図るとともに、近時その確保が困難となっている最終処分場対策を中心に適切な公共関与を行う等産業廃棄物の処理が適正に行われるような基盤づくりが必要である。厚生省では、これらの問題に対処するため、処理対策の検討を行い具体的な施策の展開を図っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

3 産業廃棄物に係る調査研究

厚生省では産業廃棄物の処理に関する調査研究を毎年度実施しているが、51年度は、50年度において実施された産業廃棄物の総合処理に関する調査研究の成果をふまえて、産業廃棄物の総合処理をより具体化し、実用化するために必要な調査研究を行った。産業廃棄物の総合処理システムは、産業廃棄物の処理によって生ずるエネルギー等を相互に利用することにより新たな廃棄物の発生を防止するとともに資源の節約を目的とするものであるが、51年度の調査研究は次の5つのテーマについて実施された。

1) 「総合処理システムにおける搬入、供給システムの開発に関する調査研究」

総合処理システムを最適な条件で運用するためには、処理しようとする廃棄物の種類、量等を人為的に制御する必要があるため、本研究では適切な廃棄物供給システムを開発するとともに、現場における廃棄物の簡易チェック方法の提案を行った。

2) 「産業廃棄物地域情報管理システムに関する基礎研究」

産業廃棄物処理に係る情報管理システムは、国、地方公共団体、事業者及び住民の四者を基盤として整備されなければならないが、その際に全体のシステムのレベルアップの軸となるべきものは、国並びに地方公共団体における情報管理システムである。本研究では、49年度、50年度に行われた地域情報管理システム及び国レベルの情報管理システムの基本構想に関する研究を基にして、地域情報管理システムの開発を部分的に試みることにし、その実験を三重県をモデル地区として実施した。

3) 「総合処理システムによる処理事業実施計画の策定手法の開発に関する調査研究」

本研究では、総合処理システムを一定地域において具体化するための手順を明らかにし、コンビナート地域、多業種密集地域等に類型化された地域ごとに総合処理の可否及び最適な処理方式の試設計を行うとともにそれらの経済性に関する分析評価を行った。

4) 「産業廃棄物総合処理事業経営方式の選定に関する調査研究」

産業廃棄物処理事業が公共関与のもとで実施される際、事業経営の実施方式のちがいによる事業の設立および経営上の得失を検討することが必要であるため、本研究では、事業の設立から経営に至る各種の問題点を実施方式別に比較するとともに若干の事例研究を行った。

5) 「総合処理システムにおける有害物質の焼結固型化に関する実験的研究」

本研究では、排ガス、排水、処理残渣中の有害物質を固型化して封じ込む焼結固型化技術を開発するため、テストプラントを用いて実験を行い、焼結対象物の種類及び質、焼結温度、時間、機器類の材質等に関する最適化の条件を明確にした。

厚生白書(昭和52年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第4節 水道及び廃棄物に関する国際協力

1 開発途上国への技術協力

開発途上国の水道及び廃棄物処理に関して様々な形での技術協力を行っている。51年度には、国際協力事業団において、水道及び廃棄物処理の集団研修にそれぞれ17名及び6名の研修生を受入れたほか、水道については、7名の個別研修生を受入れた。また、ネパール(タンセン市)で水道施設の無償供与を行ったほか、タイやケニアなど5カ国に対し、水道計画調査などのための専門家を派遣した。さらに、タイ及びエチオピアに対しては、水道技術指導のための長期専門家の派遣を行っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第4節 水道及び廃棄物に関する国際協力

2 先進国間の協力

日米環境保護協力協定に基づく廃棄物処理プロジェクトとして、51年5月東京において第3回会議を開催し、収集システムの改善、衛生埋立処分、有害廃棄物処分及び廃棄物再利用などに関して、日米間の情報交換を行った。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

1 国内の動向

(1) 食中毒の発生状況

我が国における食中毒の発生は、気候的悪条件にあった昨年を例外として40年以降多少の増減はあったが、ほぼ横ばいの状況にあった。しかし、51年は食中毒精密統計調査が昭和27年1月より実施されて以来、事件数、患者数、死者数ともに最低を記録した。

すなわち、51年の食中毒の発生状況は、事件数が831件(対前年比46.6%減)、患者数2万933人(対前年比46.2%減)、死者数26人(対前年比50%減)となっており、事件数、患者数ともに大幅に減少した(第2-3-1表)。

第2-3-1表 食中毒事件、患者数、死者数、罹患率及び死亡率の年次推移

	事件数	患者数	死者数	罹患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
41年	1,400	31,204	117	31.5	0.1
42	1,565	39,760	120	39.6	0.1
43	1,093	33,041	94	32.6	0.1
44	1,360	49,396	82	48.1	0.1
45	1,133	32,516	63	31.3	0.6
46	1,118	30,731	46	29.3	0.04
47	1,413	37,218	37	35.0	0.03
48	1,201	36,832	39	33.9	0.03
49	1,202	25,986	48	23.6	0.04
50	1,783	45,277	52	40.4	0.05
51	831	20,933	26	18.6	0.02

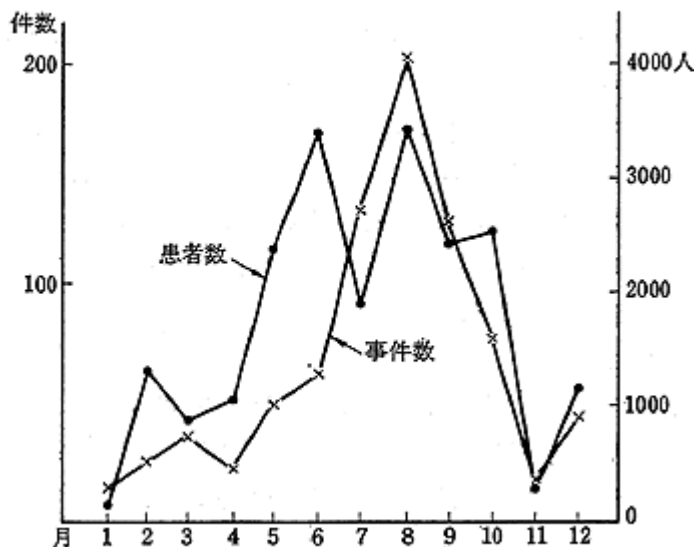
資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

(注) 48年より沖縄県を含む。

月別発生件数は、8月が203件(24.4%)と最も多く次いで7月137件(16.5%)、9月129件(15.5%)の順となっており、7～9月の3か年間で年間発生件数の56.4%を占めている。これを患者数で見ると、6月3,423人(16.4%)と最も多く、次いで8月3,373人(16.1%)、10月2,549人(12.2%)の順となっており、この3か月間の患者数を合計すれば年間患者数の44.7%を占めている(第2-3-1図)。

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動



資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

病因物質別の発生件数は、細菌に起因するものが最も多く524件(63.1%)を占めており、そのうち、黄色ぶどう球菌によるものが207件(24.9%)、腸炎ビブリオによるもの195件(23.5%)、サルモネラ菌によるもの81件(9.7%)、病原大腸菌によるもの26件(3.1%)、その他13件(1.6%)となっている。なお、昭和37年に腸炎ビブリオによる食中毒が統計上に現れて以来昭和50年まで腸炎ビブリオは常に第一位にあったが、51年においてはブドウ球菌によるものが第一位となった。

また、ふぐ、きのこ等の自然毒による食中毒が77件(9.3%)発生しているが、このうち、ふぐのテトロドトキシンに起因する食中毒は事件数134件、患者数53人、死者数13人であり、特に、死者数は全死者数の50%に達している。ふぐによる食中毒の大部分は、家庭等において個人が調理し、摂食することにより発生したものである。なお、食中毒事件のうち病因物質不明のものが226件(27.2%)ある。

原因食品別の発生件数は、魚介類によるものが227件(27.3%)と最も多く、次いで穀類及びその加工品によるもの85件(10.2%)、野菜類及びその加工品によるもの46件(5.5%)、複合調理食品によるもの45件(5.4%)、肉類及びその加工品によるもの28件(3.4%)、魚介類加工品によるもの26件(3.1%)の順となっている。また、原因食品不明のものが258件(31.0%)ある。

原因施設別の発生件数は、家庭が最も多く250件(30.1%)、次いで飲食店168件(20.2%)、旅館82件(9.9%)、仕出屋75件(9.0%)の順となっている。

摂取場所別の発生件数は、家庭が最も多く352件(42.4%)、次いで飲食店101件(12.2%)、事業場76件(9.1%)、旅館75件(9.0%)の順となっている。

(2) 国内監視体制の強化

ア 食品衛生監視員

各都道府県における食品衛生監視員は、51年末現在6,339人が都道府県保健所政令市、特別区の各庁舎及び保健所に配置され、食品関係営業施設の監視指導及び食品、添加物、器具、容器包装等の検査、収去試験等に従事している。

イ 監視指導の状況

都道府県の食品衛生監視員が、51年中に行った監視指導の件数は、許可を要する営業施設(飲食店営業、そう

菜製造業34等業種)に対するものが334万5,914件,許可を要しない営業施設(菓子販売業,集団給食施設等15業種)に対するものが171万8,733件である。

また,監視指導及び試験検査の結果に基づく行政措置は,営業許可の取消しが12件,営業の禁止が537件,営業の停止が1,012件,施設の改善命令が761件,物品の廃棄命令が1,012件,その他の措置が4万3,550件である。

ウ 監視指導の強化

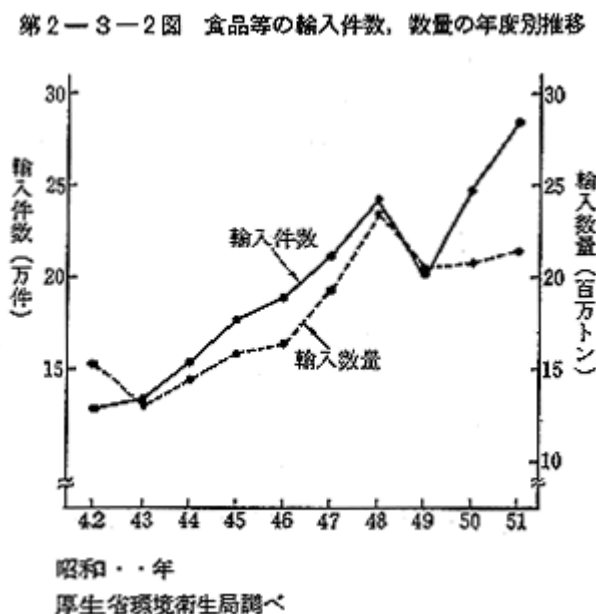
食品の製造・加工技術の高度化に伴う食品の多様化,食品流通の広域化,食品関係営業施設の増加等に対応し,食品等の安全を確保するため,食品衛生監視員の増員はもとより,その専任化,及び業種別専門監視員の育成を含めた教育,訓練等による監視員の資質の向上更には,機動力の強化等による広域的かつ重点的な専門監視指導体制の確立推進が図られているところである。

(3) 輸入食品の監視体制の強化

ア 監視の現況

51年度における食品,添加物,器具,容器包装,おもちゃの輸入は,件数で28万5,000件,数量で2,155万トンであり,前年に比較し,件数で15.4%,数量で3.7%増加した。この件数の大幅な伸びは,加工食品の多様化の進展,航空機による生鮮食品等の輸入の増加によるものと考えられる(第2-3-2図)。

第2-3-2図 食品等の輸入件数,数量の年度別推移



51年度に実施した検査の件数は2万6,000件であり,その結果不合格となったものは,その約5.7%に当たる1,182件であった。これらは,輸送途中の事故又は取扱い失宣による腐敗・変敗,その使用が認められていない添加物の使用,食品,添加物等の規格基準に不適合等の理由で不合格となったものであり,それぞれについて,廃棄,輸出国への積戻し又は保税中の再殺菌処理等の措置が採られた。

イ 監視体制の強化

輸入食品は,国内製品と異なりその製造過程等が不明の場合があり,また,輸出国によって食品衛生に関する規制が異なるため,我が国の食品衛生法の諸規定に適合しない食品等が輸入されるおそれが少なくないので,輸入食品に対する監視体制の強化が強く要請されている。

現在,全国の主要15港(3空港を含む。)に国の食品衛生監視員50人が駐在し,食品衛生法第16条に基づく食品等の輸入届出書等の提出書類の審査,保税地域内での現場検査,収去,化学的及び微生物学的試験検査等を

行うとともに、輸入業者等に対する指導等を行い、不良食品の輸入防止に努めているところである。また、検査技術の高度化と検査の迅速化を図るため、ガスクロマトグラフ、原子吸光分析装置等の検査設備を整備してきたが、今後とも蛍光分光光度計、薄層クロマトグラフ用デンストメーター等を整備するとともに、食品衛生監視員を増員して輸入食品の監視体制の強化を図ることとしている。

(4) 営業者の自主管理体制の強化

食品の安全確保は営業者に課せられた責務であり、営業者による自主的な衛生管理が要求されている。

営業施設の衛生的な管理運営については、都道府県知事が食品衛生法に基づく基準を定めて営業者に遵守させることとなっており、また、営業者による自主検査体制の確立も肝要とされることから、営業者が自主検査に努めるよう指導がなされている。このほか、社団法人日本食品衛生協会が実施している食品衛生指導員の養成事業並びに営業者に対する食品衛生指導員(6万200人)の巡回指導事業に関しても、国庫補助がなされており、営業者による自主的な安全確保の推進を図っている。

(5) 試験研究機関及び検査施設の整備

食品関係工業の製造、加工技術の高度化、環境汚染物質の食品への移行等食品の安全性に関する新たな問題の出現、消費者サイドにおける食品の安全性についての関心の高まり等に伴い、食品等の適正な試験及び検査の需要は増大しており、また、試験検査技術についても高度なものが要求されている。こうした需要に対処するためには、国、都道府県、政令市における食品衛生検査施設の整備を推進する必要があることはいうまでもないが、他方また、営業者の自主検査需要に応じるため、民間検査施設の充実を図ることも緊要である。食品衛生法に基づく指定検査機関の指定は、こうした検査機関の育成、整備とも結びついており、52年5月末現在の指定検査機関の数は16である。

(6) 食品衛生の調査研究

食品の安全性確保の観点から食品衛生行政の科学的推進を図るため、食品、添加物等に関する各種の調査研究を大学や試験研究機関等に委託して行っているところであり、未解明の食中毒原因に関する研究等、諸種の基礎的調査研究を行うほか、50年度から開始した食品添加物等の突然変異性に関する試験法とその評価に関する研究を継続して実施し、食品添加物等の安全性の確保に資することとしている。

(7) 食品事故救済対策

食中毒事件のうち、被害が重大かつ広汎であり社会的関心を招いてきたものとして「森永ヒ素ミルク中毒事件」(30年)と「カネミ米ぬか油症事件」(43年)がある。前者については、厚生省、被害者団体及び森永乳業(株)の話し合いによって、49年4月財団法人「ひかり協会」が設立され、現在、この団体により各種の救済事業が推進されている。

「カネミ米ぬか油症事件」については、被害者からカネミ倉庫(株)、鐘淵化学(株)、国等を被告として損害賠償請求訴訟が提起されており、51年8月、結審となった。国は、事件発生以来、油症患者の追跡調査、油症治療研究等の推進に努めてきており、また、被害者との話し合いを数回にわたって行っている。

なお、一般的にこのような食品事故に対処するための食品事故救済制度の在り方については、48年以降専門家による検討を依頼しているところであり、現在もこの研究が継続して行われている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第1節 食品衛生の現状

2 国際的動向

食品の国際的流通はますます増大しているが、他方、現在食品に対する法規制が国によって異なっており、国際的な統一が望まれている。

このような視点から、FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)が合同で国際食品規格計画を進めることとし、38年にその実施機関としてFAO/WHO合同食品規格委員会が設立され、以来今日まで、同委員会の下部機関として設けられた各部会が中心となり統一的な規格作成の作業が進められてきている。

国際食品規格計画の目的は、国際貿易上重要な食品について、消費者保護及び公正取引を確保するために必要な国際的な勧告規格を作成し、この規格を受諾した国家間においては当該規格に合致した商品の自由な貿易を確保しようとするものである。

現在まで、既に同委員会の総会の最終検討を経て勧告規格となったものは、71の食品規格、6分析法、5取扱規範及び46種の農薬について食品ごとの許容量があり、各国に対し受諾の要請が行われている。

なお、現在日本を含めて114か国が同委員会に加盟している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

食品の安全性を確保するためには、その製造、加工、保存、運搬等の各過程で衛生的な取扱いがなされること
が必要である。現在、清涼飲料水、冷凍食品等22の食品群並びに乳及び乳製品について、細菌数、重金属類、残
留農薬等の成分規格と製造基準、保存基準等が必要に応じて定められている。また、化学的合成品たる食品
添加物については、指定制度により規制されているほか、その大部分について成分規格と使用基準が定めら
れている。今後とも、食品安全確保という広い視野に立って、これら規格基準の整備を計画的に進めていく
こととしており、現在、乳幼児用食品、即席食品等について規格基準設定のための作業が進められている。

また、規格基準設定のための基礎調査として、食品中の微量重金属のバックグラウンド調査を行う等、新しい
問題に対応した各種の食品安全確保対策を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

1 食品の規格基準設定

52年2月,即席めん類及び容器包装詰加圧加熱殺菌食品についての規格基準を告示した。その概要は次のとおりである。

(1) 即席めん類

即席めん類のうち,めんを油脂で処理したものを対象にして,成分規格,保存基準及び表示基準が設定された。

成分規格については,含まれる油脂の酸化変質の程度を知る指標として,酸価及び過酸化物価を選び,規制値は酸価が3,過酸化物価が30に定められた。

保存基準については,含まれる油脂の種々の変敗要件のうち,日光光線による影響が最も著しいことを考慮し,直射日光を避けて保存しなければならないことが定められた。

表示基準については,油脂で処理した旨の表示を行うこととされた。

(2) 容器包装加圧加熱殺菌食品

びん詰,かん詰,レトルトパウチ食品など100℃を超える温度で加圧加熱殺菌した食品(容器包装詰加圧加熱殺菌食品)を対象に,成分規格,製造基準,容器包装の規格及び表示基準が設定された。

成分規格については,当該食品が流通,販売過程において,常温で長期間おかれることを考慮し,当該食品中で発育し得る微生物が陰性であることとされた。

製造基準については,加圧加熱殺菌は当該食品中に存在し,かつ,発育し得る微生物を死滅させるに十分な効力を有する方法で,更に,ボツリヌス菌中毒を防止するため,ボツリヌス菌の対策が必要な食品は120℃で4分間加熱する方法,又は,これと同等以上の効力を有する方法で行わなければならないこととされた。このほか,加圧加熱殺菌が効率的に行われるための諸要件,製造に際しての合成保存料,合成殺菌料の使用の禁止などが定められた。

容器包装の規格については,かん,びんを除く容器包装について,内容物が油脂の変敗による品質の低下のおそれのない場合を除いて,遮光性を有し,かつ,気体透過性のないものとされた。このほか,流通販売過程等における容器包装の破損等による微生物の汚染を防止する観点から物理的程度等の諸要件が定められた。

表示基準については,かん詰食品及びびん詰食品以外のものは,食品を気密性のある容器包装に入れ,密封した後,加圧加熱殺菌した旨及び製造年月日の表示を行うこととされた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

2 食品衛生取扱い規範の設定

食品の安全性を確保するため、規格基準の整備、監視取締りの強化に加えて製造・加工、流通、販売等の過程において食品の衛生的品質を確保するための管理上の技術的手法を詳細かつ、具体的に示した食品衛生取扱い規範を設定し、営業者に対する積極的な技術指導の方策を講ずることとしている。52年度においては、弁当及びそう菜についての食品衛生取扱い規範の設定に関し、検討を加えることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

3 生物濃縮実態調査

環境汚染に由来する食品の汚染は、食品の安全性確保の見地からみて大きな問題であり、この問題に的確に対処する態勢を整備することが必要である。ところで、農作物、魚介類等の食品中に存在する重金属には、環境汚染に由来するものと、自然界を介して天然に含有されるものがある。このため、特に蓄積性が高く、生物濃縮を生ずる重金属については、環境汚染以外に自然界を介して食品に含まれているいわゆるバックグラウンドを調査し、実態を把握しておく必要がある。この見地から、穀類、果実野菜類、水産物等食品に含まれる重金属類のうち、ヒ素、鉛、セレン及びマンガンを対象に基礎調査を実施しており、今後の食品の規格基準設定に資することとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第2節 食品の安全確保対策

4 残留農薬基準

病虫害を防除する目的で農作物などに使用される農薬は、その使用程度によって生鮮食品中に残存する恐れがある。このため、公衆衛生の見地から食品の成分規格として農薬残留基準を設けることとし、39年度より実態調査及び基準設定を進めており、現在までに米、きゅうりなど52食品について、BHC、カプタホールなど24農薬の残留基準を定めている。

なお、残留基準の定められた農薬については、農林省において安全使用基準が示され、地方農政局、各都道府県等を通じて農薬の散布方法等の指導が行われている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

1 牛乳,乳製品の衛生

食生活の変化に伴い,牛乳,乳製品の生産と消費の伸びは著しいものがあり,日常の食生活の中でも重要な地位を占めている。生乳生産量は47年まで順調に伸びた後,48年以降は横ばい傾向にあったが,51年には再び増加の傾向を示し,これに伴い飲用牛乳等向けなども増加を示している。

51年の生産は,生乳が526万57,09トン(42年比1.5倍),飲用牛乳等向けが331万6,706トン(42年比1.6倍),バターが4万3,571トン(42年比1.8倍),チーズが5万6,990トン(42年比1.8倍)である(第2-3-2表)。

第2-3-2表 生乳生産量及び用途別乳量

第2-3-2表 生乳生産量及び用途別乳量

(単位:1,000 t)

	生乳生産量	飲用牛乳等向け	乳製品向け
47年	4,938.8	2,803.0	1,988.5
48	4,908.4	2,943.3	1,830.9
49	4,868.2	2,975.6	1,765.6
50	4,961.0	3,129.9	1,712.5
51	5,265.7	3,316.7	1,832.2

資料:農林省「農林水産統計」

牛乳,乳製品については,栄養価の高い食品であることから,その重要性が認識され,衛生上の品質,表示等に関する消費者の関心も極めて高く,これらの食品による事故の発生が消費者に与える影響も大きいので,牛乳,乳製品に対する指導,取締りの一層の強化に努めている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第3節 牛乳,乳製品及び食肉

2 食肉の衛生

食生活の向上により食肉の需要は増大しており,51年においては,と畜頭数が1,536万3,168頭(42年比1.4倍)で,このうち牛は102万6,450頭(42年比1.4倍),豚は1,429万7,285頭(42年比1.4倍)となっている。

近年,家畜飼養形態の変化,治療予防技術等の進歩により家畜疾病の様相に変化がみられ,と畜検査も科学的な精密検査が要求されるが,現在35都県市に食肉衛生検査所を設置してこれに対処している。今後ともこのような検査体制の強化拡充を推進する必要がある。

と畜場は,51年末で541か所(42年末781か所),うち公立388か所,私立153か所となっており,と畜場施設の整備を図るため特別地方債による整備を進めており,今後,更にと畜場の整理統合を図り,衛生的な取扱いによる食肉衛生の向上を一層強化する必要がある。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生省が食品衛生調査会の意見をきいて定める場合を除いて、その使用が禁じられている。

食品添加物の指定に当たっては各種の毒性試験等のデータに基づき慎重に安全性のチェックがなされているが、食品添加物の安全性確認のために行われる各種の毒性試験の技術水準は年々向上しているため、指定後においても常に新たな科学的水準に基づき安全性の見直しを進めることとしている。

この見直しは、37年から開始され、45年度から拡充強化された。49年度からは、従来実施されてきた慢性毒性試験、催奇形性試験等に加え相乗毒性試験を、また51年度からはアレルギー試験を行っており、今後とも最新の科学的水準に基づいた再評価を進めることとしている。

更に、その安全性について問題がない食品添加物であっても、これを食品に使用する必要性が少ないものについては、できるだけ使用を減ずることとして、添加物の使用についての調査研究を行い、これまでに塩化アルミニウムなど43品目が削除された。

一方新たな食品添加物については、人の健康を損なうおそれなく国民生活に必要なものに限って、指定を検討することとしており、食品衛生調査会において各種の毒性試験等のデータに基づき最新の科学的水準をもって慎重に安全性等のチェックがなされることとなっている。

52年5月新たにオルトフェニルフェノール及びそのナトリウム塩が指定され、化学的合成品たる食品添加物は52年4月末現在334品目となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

1 器具及び容器包装

食品の調理,加工,保存等に用いられる器具及び容器包装については,従来から保健衛生上の見地から各種の規格基準の整備を行ってきたところであり,に,合成樹脂製器具及び容器包装については46年度以降予算措置がなされ,48年度には,まず,塩化ビニル樹脂製の製品について一般規格とは別に個別規格が設けられた。その後塩化ビニル樹脂中に残存している塩化ビニルモノマーの発がん性が問題となったので52年2月内容食品中への塩化ビニルモノマーの溶出防止のため塩化ビニル樹脂中の残存塩化ビニルモノマーの量を1ppm以下とする規格を設けた。今後とも,塩化ビニル樹脂以外の樹脂製の製品についても,個別規格を整備していく予定である。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

2 おもちゃ

乳幼児が用いるおもちゃについては,口に触れること等による健康上の危害の発生を防止するため衛生上の規格基準を設ける作業を進めているが,これまでに,折り紙,写し絵など5品目についてヒ素,カドミウム,鉛等の重金属,着色料等に関する規格基準が設定されている。現在,更に,おしゃぶり,歯がためなど数品目について規格基準の整備を進めることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第3章 食品衛生

第5節 器具,容器包装,おもちゃ及び洗剤

3 洗剤

野菜,果実又は飲食器の洗剤については,従前から適正な使用を行うよう指導してきたが,47年の食品衛生法改正により,公衆衛生上の見地から適正な使用をさせるための基準及び品質規格の設定並びに有害な洗剤の排除が法的に行えることとなった。これに基づき,48年に洗剤の品質規格及び使用方法の基準が告示された。

なお,48年度より各種洗剤について計画的に催奇形性,発がん補助試験等を行い,安全性の再点検を実施している。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

環境衛生関係営業とは、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、興行場営業、公衆浴場業、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業等広範な営業を含むものである。これらの営業については、個別の衛生規制により厳しい監視、指導を行うとともに、営業者の自主的組織たる環境衛生同業組合等の活動を通じて経営の安定化を実現させることにより衛生基準の遵守、衛生施設の改善向上を図ることとしている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

1 営業施設数の動向

環境衛生関係営業においては、総体的には施設過剰の傾向が見られるものの、若干異なった動きが見られる。

例えば、興行場のうち映画館については、映画産業の斜陽化に伴い、施設数は漸減の傾向にある。

また、公衆浴場については、サウナ風呂等いわゆる特殊浴場を除く一般浴場は、自家風呂の普及、営業における収益性の低さ等の原因による転廃業が増大したため、地域によっては、自家風呂を持たない住民の生活に影響を及ぼしている。

旅館業については、国民のレクリエーション需要の伸びに対応し、施設数の増加が見られる。

なお、51年末における営業施設数は第2-4-1表のとおりである。

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

	施 設 数			常雇用従業者数構成		
	50年末	51年末	伸び率	1~4人	5~49	50~
総 数	1,787,493	1,869,043	4.6%	83.0%	16.7%	0.4%
興 行 場	4,589	4,534	△ 1.2	22.5	76.0	1.5
(再掲) 映 画 館	2,996	2,908	△ 2.9	19.2	80.0	0.8
ホ テ ル 営 業	1,149	1,269	10.4	74.5	24.2	1.4
旅 館 営 業	82,456	82,724	0.3			
簡 易 宿 所 営 業	25,733	26,454	2.8			
下 宿 営 業	2,758	2,771	0.5			
公 衆 浴 場	25,613	25,534	△ 0.3	83.6	16.4	0.0
(再掲) 民営一般公衆浴場	19,161	18,512	△ 3.4	—	—	—
理 容 所	140,541	141,082	0.4	95.8	4.2	0.0
美 容 所	131,444	136,205	3.6	92.5	7.5	0.0
ク リ ー ニ ン グ 所	96,984	100,880	4.0	86.9	12.8	0.4
飲 食 店 営 業	1,050,429	1,104,565	5.2	79.7	19.9	0.3
喫 茶 店 営 業	53,767	59,851	11.3			
食 肉 販 売 業	165,557	176,836	6.8	84.5	15.4	0.1
氷 雪 販 売 業	6,473	6,332	△ 2.2	—	—	—

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

2 監視及び指導

環境衛生関係営業における衛生水準を確保するために個々の法令において営業者の遵守すべき施設構造の基準等を定める一方,特に個人サービスに係る営業については,試験免許制度により公衆衛生に関する一定の知識,技能を有する従事者によりサービスの提供が行われており,免許交付の状況は第2-4-2表のとおりである。

第2-4-2表 環境衛生関係営業の資格免許交付件数

	45	46	47	48	49	50	51
理 容 師	15,273	13,279	12,104	7,844	5,924	4,429	3,747
美 容 師	24,687	22,718	20,131	15,802	12,744	12,947	13,123
ク リ ー ニ ン グ 師	2,370	2,275	2,258	2,680	1,777	1,858	2,161

厚生省環境衛生局調べ

また,これらの措置を確保するため保健所の環境衛生監視員が営業施設に対して,立入検査等の監視,指導業務を行っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

3 経営安定化の方策

環境衛生関係営業の経営は次のような特色がある。

第一には、比較的少額の資金により開業できる等参入退出の容易なことから零細規模の営業が多く、常雇用従業者5人未満の事業所が80%を超えている(第2-4-1表)。

第二には、機械設備の導入による省力化の余地が少ないこと等から業種によっては、慢性的な人手不足の状況にあること。

第三には、営業施設の相対的過剰が見受けられることである。特に理容業等にあつては、国民生活の様式の文化等に伴い消費者の需要が漸減し、今日では、営業施設の過当競争とも言うべき状態が生じている地域もある。

第四には、第2-4-3表に見られるような料金の上昇が生じていること。

第2-4-3表 環境衛生関係営業の料金

		45	46	47	48	49	50	51
総	合	58.0	61.5	64.3	71.9	89.4	100.0	109.3
理	髪代	37.8	43.7	49.8	59.6	82.3	100.0	114.3
パーマ	メント代	38.1	44.1	50.5	61.0	82.9	100.0	113.0
入	浴料	39.5	42.5	46.6	55.1	77.4	100.0	122.4
洗	たく代	46.1	52.4	57.5	65.5	88.1	100.0	109.3
(水)	(洗い)							
洗	たく代	63.0	67.0	70.4	75.4	92.1	100.0	105.4
(ド)	(洗い)							
映	画観覧料	49.1	54.2	59.8	68.9	86.6	100.0	113.0
宿	泊料	60.9	66.0	68.0	75.8	82.2	100.0	110.3

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」

(注) 1. 表中の数値は、50年を100とした指数である。

2. 「総合」は、総合消費者物価指数である。

以上のように、環境衛生関係営業の大部分は経営基盤がぜい弱な中小零細企業であることから、経営が不安定に陥りやすく、適正な設備、衛生基準の維持等健全な経営が阻害されるおそれがある。

このような環境衛生関係営業の体質を強化し、経営の安定化と衛生水準の向上に資するため、従来から環境衛生金融公庫により営業設備の近代化を推進する等設備改善資金に対する長期、低利の金融が行われており、併せてこれらの施策の効果的な活用を期するため営業者に対する組織的な経営指導の強化が図られて

いる。

環境衛生金融公庫の貸付けは年々増加し、51年度の業種別貸付状況は、第2-4-4表のとおりとなっている。

第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込・貸付状況(51年度)

第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込・貸付状況
(51年度)

(1) 一般貸付け 業種別申込・貸付状況 (単位: 件, 1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	41,594	148,758,276	53,336	100,542,903
食肉販売業	1,518	6,667,680	1,790	4,608,630
食鳥肉販売業	222	912,300	319	720,470
氷雪販売業	55	186,400	49	99,260
理容業	8,675	15,574,917	10,250	11,126,806
美容業	6,532	20,038,940	7,043	14,470,950
興行場営業	81	696,130	112	471,200
ホテル・旅館業	3,944	28,827,113	5,427	20,271,780
簡易宿所営業	306	1,267,830	328	901,700
浴場業	1,024	5,248,320	1,239	3,728,240
クリーニング業	4,953	13,363,734	4,979	10,133,425
理容師・美容師養成施設	2	57,840	1	30,000
その他	—	—	—	—
合 計	68,906	241,599,480	84,873	167,105,364

(2) 小企業設備改善資金特別貸付け 業種別申込・貸付状況 (単位: 件, 1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	5,718	7,950,940	5,453	7,469,550
食肉販売業	244	386,540	233	360,400
食鳥肉販売業	47	74,500	58	93,150
氷雪販売業	22	24,600	21	21,500
理容業	3,287	2,195,710	3,057	1,999,840
美容業	992	1,255,250	968	1,210,200
興行場営業	6	6,700	6	6,700
ホテル・旅館業	522	770,950	488	709,700
簡易宿所営業	14	17,300	6	6,700
浴場業	432	490,800	422	473,550
クリーニング業	1,211	1,330,600	1,190	1,291,850
合 計	12,495	14,503,890	11,902	13,643,140

厚生省環境衛生局調べ

また、52年度の融資枠は、対前年度(1,810億円)の19.9%増に当たる2,170億円(うち、小企業設備改善資金特別貸付け210億円)が計上されており、融資条件についても公衆浴場に対する融資の改善等が図られている。

また、環境衛生関係営業の経営指導体制としては、業界における自主的業務活動の促進を図るため、都道府県環境衛生同業組合が組織する連絡協議会が中心となり、これらの経営相談指導業務を専門的分野から行うため、経営指導員及び経営特別相談員を設けてきたが、52年度からは計画的に「環境衛生営業相談室」を設置し、経営上の諸問題及び営業者相互の事業活動の調整に関する相談をはじめとし、消費者の苦情に関する窓口としても機能するよう整備を行うこととしている。

なお、国民の公衆衛生を確保する上で重要な問題として従来より種々検討されてきた公衆浴場の確保対策については、51年11月公衆浴場確保対策検討委員会の意見に基づき税制、金融上の対策が講じられている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的發展により、各種の化学物質が処理剤及び加工剤として繊維製品、家具、洗剤、塗料等の家庭用品に使用され、難燃性、柔軟性、防カビ性、防しわ性等によりその品質を高め、国民生活に大いに利便を供している。しかしながら、その一方では、これらの化学物質を含有する家庭用品によるかぶれ、かゆみ、湿疹等の皮膚障害を始め、めまい、気管支炎、肝障害等の慢性的な内科疾患のおそれなど、健康被害の問題が新たに提起されるようになった。

このような状況から、厚生省においては、47年度からはホルムアルデヒド、有機水銀化合物、有機塩素系防虫加工剤、有機リン系防炎加工剤、有機スズ系衛生加工剤等、主として繊維製品の処理剤として使用されている化学物質について各種毒性試験に着手した。48年10月には家庭用品の安全性を確保するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が成立し、49年10月から施行された。

これにより、政令でホルムアルデヒド、有機水銀化合物など5物質が有害物質として指定され、また厚生省令でこれら有害物質を含有する家庭用品の規制基準が設定されて、ここに家庭用品安全対策行政の第一歩が踏み出された。

この法律に基づき、国、都道府県及び保健所を設置する市に、立入検査等の業務を行う家庭用品衛生監視員が置かれ、販売又は授与された規制対象家庭用品が厚生省令で定める基準に適合しているかどうかを監視し、更にその他一般の家庭用品についても安全対策上必要な監視を行っている。また、家庭用品の製造業者等が、基準に適合しない家庭用品を販売又は授与したことにより、人の健康に被害が及ぶおそれのある場合には、厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、業者に対し、当該家庭用品の回収その他の必要な措置を採るよう命ずることができ、更に、家庭用品について基準が特に定められていない場合であっても、万一家庭用品に含まれている物質によって重大な被害が生じた場合には、その被害の拡大を防止するため、回収等、応急の措置を採るよう、業者に対して命ずることができることになっている。

厚生省においては、家庭用品の安全性をより確実なものとするために、既に規制の対象となっているものの他にも、家庭用品に使用されている各種化学物質について、引き続き、急性毒性試験、慢性毒性試験、皮膚刺激性試験、アレルギー性試験、発がん性試験、催奇形性試験等を実施している。

53年1月には、これら各種毒性試験により、その有害性が明らかになった有機塩素系防虫加工剤ディルドリン及び有機リン系防炎加工剤トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシドの2物質が有害物質として追加指定され、これら含有する家庭用品について規制基準が設定されることとなった。

今後も、人体の健康保護のために、規制を行う必要があると認められる化学物質は、生活環境審議会の意見を聞いた上で、順次有害物質として指定し、当該化学物質が使用されている家庭用品について規制基準を定めていく予定である。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

1 建築物衛生

建築物の衛生面における維持管理対策は、45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法は、多数の者が使用し、又は利用する一定規模以上の建築物であって、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の特定の用途に供されるもの(特定建築物)について、その所有者等に対し建築物環境衛生管理技術者の選任を義務づけるとともに、維持管理の権原を有する者に対して建築物環境衛生管理基準の遵守を義務づけることによって、建築物における衛生的環境の確保を図ることを主な内容とするものである。

同法の施行以来、近年のビルの増加並びにビル利用者数の増加に伴い、同法に基づく施策の充実が逐次図られている。

第一には、特定建築物の範囲の拡大である。同法施行時には延べ面積が8,000m²以上のビルを対象としていたが、その後の中央管理方式の空気調和設備の普及、水道管理の必要性等にかんがみ、48年11月から5,000m²以上、51年7月からは3,000m²以上の建築物が対象とされることとなった。51年12月末現在、特定建築物総数は1万690か所となっている。

第2に、建築物環境衛生管理基準徹底のための施策の強化が図られてきた。49年4月に同法施行規則が改正され、この基準を遵守するために不可欠な空気環境の測定、水質検査等の実施回数が定められるとともに、これらを受託して実施する者について厚生大臣の指定制度を設けることにより、管理基準遵守のための実施体制の改善強化が図られた。

なお、厚生大臣の行う試験に合格し、又は厚生大臣の指定する講習会を受講して建築物環境衛生管理技術者の免状を受けた者は、51年12月末現在で1万6,639人に達している。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

2 ねずみ,こん虫等駆除事業

ねずみ,こん虫等の駆除事業は市町村の衛生班及び地区衛生組織等による地域住民の活動を中心に推進されているが,近年の急激な都市化の進展に伴う人口の都市集中化により,都市部においては定住人口の減少等のため,地域住民による活動は期待できない状況にある。

また,下水道やし尿浄化槽等生活環境施設の整備普及に伴って従来の発生源が減少してきている反面,都市建築構造の複雑多様化及び生活様式の変化等により,ねずみ,こん虫等の種類及び生態系が大きく変わってきている。すなわち,クマネズミに代わる大型で狂暴なドブネズミの横行,ゴキブリの繁殖,ビルの地下污水ピット等からのチカイエカの発生等のほか,ユスリカ,ダニ,ヤスデ等の不快害虫による被害も問題となっている。

このような現状に対処するため,都市部では専門駆除業者を指導育成して駆除事業の推進を図っている。また,ねずみ,こん虫等の生態系の変化及び駆除薬剤の進歩に対応するため講習会を開催して駆除関係者に対する駆除技術の向上に努めている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

3 狂犬病予防事業

我が国における狂犬病は、25年に狂犬病予防法が公布施行され、飼犬の登録、狂犬病予防注射の実施、違法犬の捕獲抑留等を徹底して実施したことにより急速に減少し、人については特殊例を除いて30年以来、犬については32年以来その発生はない。

51年における飼犬の登録頭数は320万9,072頭(42年比1.2倍)、狂犬病予防注射頭数は524万7,412頭(42年比1.2倍)、抑留頭数は56万1,967頭(42年比0.83倍)となっている。

また、狂犬病予防とは別個の問題であるが、犬によるこう傷事故等の被害が発生し、社会問題となったため、総理府の所管する「動物の保護及び管理に関する法律」が49年4月に施行され、動物の虐待を防止するとともに動物の管理に関する事項を定めることにより、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止が図られている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第3節 建築物衛生その他の環境衛生

4 墓地,埋葬等

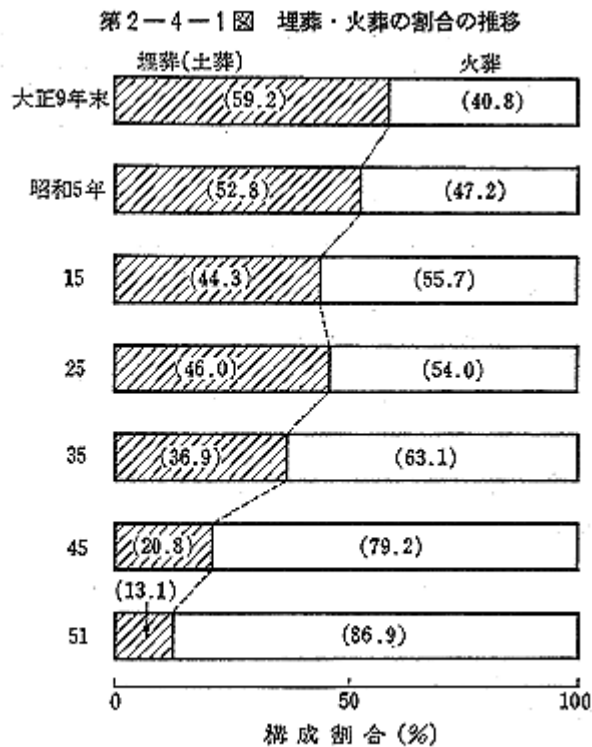
墓地,埋葬等の管理及び執行については,「墓地,埋葬等に関する法律」によってその適正化が図られている。

いわゆる墓地行政は,国民の宗教的感情に適合し,かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に運営されることが要求されており,従前より地域ごとの実状に応じた施策が行われてきた。しかし,近年における都市化の進展や国民の墓地に対する認識の多様化に伴い,墓地等をめぐる諸情勢に変化が見られる。

第一に,人口の都市集中化及び定着化により大都市周辺の墓地の需要が増大する一方,土地購入難等からその供給が不足し,大都市周辺においては墓地の需給を広域的に調製する必要が生じている。

第二に,公園墓地の普及,近代的火葬場の設置等設備面での改善,土葬の減少(第2-4-1図)に見られるように墓地,埋葬に対し,国民感情の変化が生じている。

第2-4-1図 埋葬・火葬の割合の推移



資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務告報」

以上のような状況に対処するため,墓地,埋葬等に関する調査,研究等を進めることとしている。

火葬場については、年金積立金還元融資制度の活用(51年度は23億2,000万円の貸出し)が行われている。
なお、51年度末における墓地等の施設数は、墓地90万8,231、火葬場1万6,939、納骨堂8,678となっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare